



伴野豊の絆レポート NO.45



伴野豊の活動報告・所感

～本来の会期末を迎えて～

こんにちは。伴野豊です。6月も中旬を過ぎ、紫陽花の季節を迎えました。梅雨入りを迎え、蒸し暑い日々が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか？

1月26日より開会された第189回通常国会。当初予定ですと6月24日には閉会となるところでしたが、「史上最長」の延長、95日間、9月27日までとなりました。漏れた年金など課題山積でありますから、熟議を重ねるための延長であるならば、望むところですが、どうも「安倍総理の安倍総理による安倍総理のための」延長。数の力で押し切る「思い上がった」延長と言わざるを得ません。さて、私自身の今国会のお役目は、国土交通委員会の筆頭理事と党務としての政調筆頭副会長。国土交通委員会の筆頭理事としては、東洋ゴム免震材料偽装事案、JR会社法改正（JR九州上場案件中心）、北朝鮮船舶入港禁止延長承認など、しっかり取り組ませて頂きました。気持ちを今一度引き締め直して今夏の暑い暑い国会に改めて臨ませて頂きます。



伴野豊の気になる政策

最近の動きをご紹介致します。

◎労働者派遣法改悪案が衆議院を通過

これまでに2度、国会で廃案になっている労働者派遣法改悪案が、19日衆議院を通過してしまいました。多くの派遣社員の方々が議場の傍聴席で本会議を傍聴する中、改正案が緊急上程されたため、民主党等の一部の野党は反発し退席。しかしながら、自民党、公明党などの賛成多数で可決されてしまいました。舞台は今後参議院に移りますが、政府・与党は派遣法改悪案を今国会中に成立させ、9月1日の施行を目指す方針です。現行の労働者派遣法は、企業が同じ職場で派遣労働者を受け入れることができる期間を、原則1年、最長3年と規定。但し、例外として通訳や秘書などの専門26業務は無制限としていました。しかし、本案は専門26業務の線引きを廃止し、派遣期間の上限を一律に3年に設定。これによって現在は3年を超えると同じ仕事で派遣労働者を使用できず一時的かつ臨時的だった派遣社員に対する位置づけが大きく変わることになります。また、現在、専門26業務に従事している人々の職業の安定が大きく損なわれることになり国民の雇用の安定が脅かされる危険性をはらみます。

◎安全保障関連法案審議

今国会の後半で審議が続けられる安全保障関連法案は国民にとって、将来の日本を背負って立つ若者達にとっても、今後の日本の平和と安全を左右するとても大切な法案です。与党は本法案の今国会中での成立を目指していますが、集団的自衛権の解釈の変更が極めて違憲の疑いが強いという問題を包含しており、より慎重に国民に納得が得られるような形での議論が望まれるものと考えます。多くの著名な憲法学者や元法制局長官が解釈変更に関しては違憲の疑いが強いとの主張をされているにもかかわらず、つまりは憲法研究の第一線で活躍されてきた方々の主張に耳を傾けず、法案可決を強行するならば、それは、今後の日本の法治国家としての根底を揺るがしかねない事態が予想されます。本法案に限らず、国民に理解されない法律は、後世に禍根を残します。一度立ち止まって整理し、説明し直すことが本来のあるべき姿。安倍総理には立ち止まる勇気を望みます。

ば

ばんの豊フェイスブックページ

検索 🔍

国会事務所 〒100-8981 千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館 711号室

TEL : 03-3508-7064

地元事務所 〒475-0836 半田市青山 2-19-8

TEL : 0569-25-1888 HP : bannoyutaka.jp

衆議院愛知第8選挙区：半田市 常滑市 東海市 知多市

阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町

